

茨城労働局発表
令和8年8月24日(月)

【照会先】

茨城労働局 労働基準部 賃金室
室長 黒羽 勝利
室長補佐 猪狩 智行
(直通電話) 029 (224) 6216

令和8年度茨城県最低賃金の改正答申について － 引上げ額は62円 －

茨城地方最低賃金審議会（会長 清山 玲）は、本年7月1日、茨城労働局長（佐藤悦子）から茨城県最低賃金の改正について諮問を受け、茨城県最低賃金専門部会を設置し調査審議を重ねてきましたが、同審議会は、8月24日に結論をまとめ、茨城労働局長に対し、現行の最低賃金の時間額1,074円を62円引き上げて（引上率5.77%）、1,136円に改正することが適当である旨の答申を行いました。

これを受けて、茨城労働局長は、答申内容の公示等所要の手続きを経て、本年度の茨城県最低賃金の改正を決定する予定です。（発効予定日：10月18日）

茨城労働局では、事業主の皆様が発効予定日に向けて賃金を引き上げられるよう、賃上げ支援助成金パッケージ等（別添リーフレット類）の活用を呼び掛けていきます。

（参考）

茨城県最低賃金の改定額及び対前年度引上率、引上額の推移

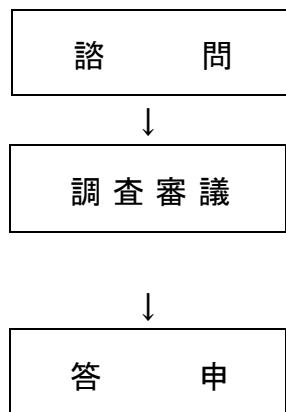
年 度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度（答申）
最低賃金改定額	911円	953円	1,005円	1,074円	1,136円
対前年度引上率	3.64%	4.61%	5.46%	6.87%	5.77%
対前年度引上額	32円	42円	52円	69円	62円

(参考)

目安審議及び地域別最低賃金審議の流れ

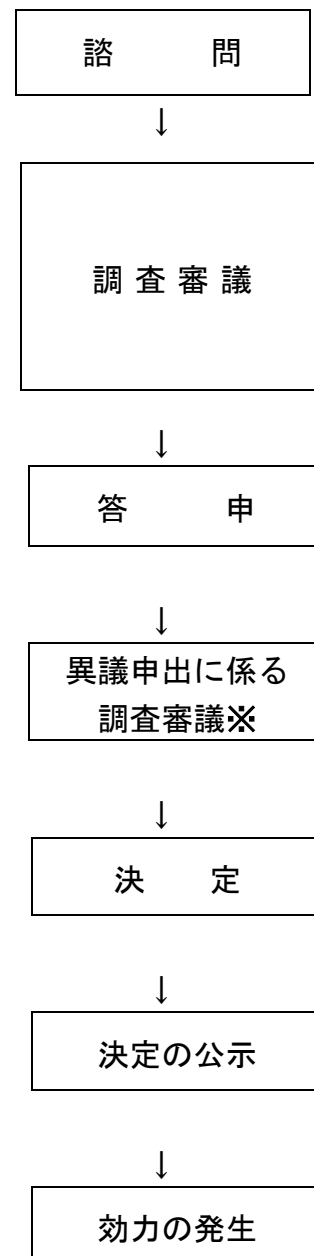
中央最低賃金審議会

【目安審議】



地方最低賃金審議会

【地域別最低賃金審議】



目安額を提示



※ 関係労使から異議申出があった場合に開催される